

第九管区海上保安本部公示第8号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年2月10日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



七尾港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所

住所 石川県金沢市大野町4-2-1

(2) 名称 第九管区海上保安本部

住所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 七尾港（付図に示すとおり）

期間 令和3年2月22日から令和3年3月13日までの内1日間

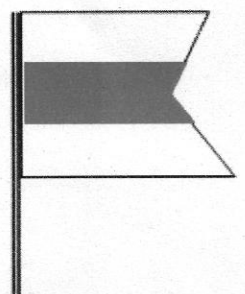
3 水路測量の実施方法

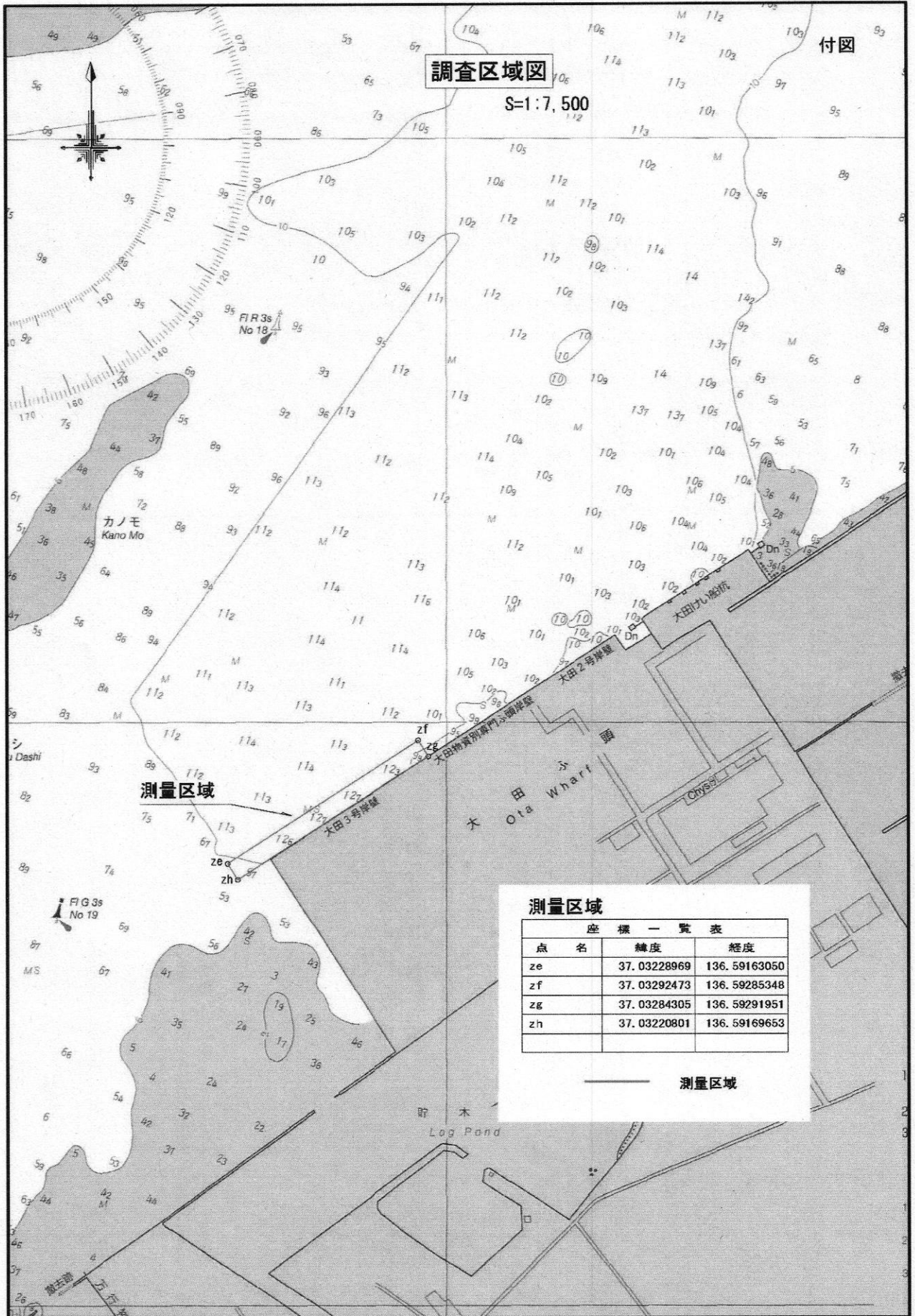
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。





調査区域図

S=1:7,500

付図

測量区域

測量区域

座標一覧表

点名	緯度	経度
ze	37.03228969	136.59163050
zf	37.03292473	136.59285348
zg	37.03284305	136.59291951
zh	37.03220801	136.59169653

測量区域